

ローカル正義・グローバル正義・世代間正義

後藤玲子

Abstract

The purpose of this paper is to provide a theoretical framework, based on the reinterpretation of Rawls' theory of justice, to address a simple but important question which local justice, global justice and generational justice all face and to which they need to respond,. One of its main results is the following: If we call a "society" a collective body that shares certain political and cultural ideas and define a "social generation" as a set of generations which shares certain political and cultural ideas then: ¹⁾ we can define local justice as the double requirement of first securing sufficient resources for each and every individual and second of adjusting the relationship among local groups; ²⁾ global justice can be defined as the double requirement first, of securing sufficient resources for each and every individual beyond the border of societies and second of adjusting the relationship among societies; ³⁾ and generational justice is the double requirement first of securing sufficient resources for each and every individual beyond the borders of "social generations" and second of adjusting the relationship among "social generation". It is often claimed that the particular problem of generational justice is how to institutionalize unilateral transfers of resources from individuals to individuals or from states to states as systems of right-obligation correspondences. Yet, this problem is also shared not only by global justice but also by local justice. Can we make a system which can provide housing, food, medical treatment, education, labor opportunities and so on, to every individual here and now where they are living, including visitors or newcomers who may become needy and have, here and now, no job, no money, and no friend and would otherwise remain outside the scope of the precepts of justice? Finally, this paper inquires into underlying logic and thought which could support such a system.

Keywords : 一方向的移転, 社会世代, 非決定性, 無条件性の条件

はじめに

フェミニズム, 多文化主義は, 個人の権利とその加算的総和としての社会正義という, きわめて均質的な普遍主義に対して, 強力な異議申し立てを行った。それらの視点は, 例えば, 形式的に等しい扱いを命ずる法制度のもとで, 特定のグループが, 参加要件とされた具体的な手続きを踏むことができずに, 合法的という名目で不利益を被るような事態を鋭く告発してきた。それはまた, 法権力をもたない少数者が, 独自の生の闘争を通じて, 思いがけない政治的ダイ

ナミックスを生み出すプロセスをヴィヴィッドに描いてもきた。それらの視点が、法と制度のあり方を大きく変える力となったことは間違いない。

ただし、それらの視点は、法制度の役割、あるいは、よりよき法制度を構築しようというひとの営みそれ自体を否定しざるものではない。かつてルソーは、自愛心と利己心を区別したうえで、自らを愛する心が他者への憐みの情によって自然とセーブされる世界を描いた。そのような世界を社会制度としていかに確立するかが、続く『社会契約論』の1つのテーマだった。そこでの議論が成功しているかどうかについてここでは立ち入らないものの、「自然状態」を対置しつつ、現存する法制度に対する根本的な批判を試みたルソーの問題関心は、制度構想への志向性とともにあつたことは確認されてよいだろう。

ロールズに代表される正義論への哲学的アプローチを、理想的な正しい社会を求める点で「超越論的」と批判し、「より正しい」、「同じくらい正しい」、「より不正な」という比較の視点——そこには「比較不可能」という判断をも含む——を導入しつつ、「明白な不正義」の実践的な除去の重要性を説くアマルティア・センもまた、制度構想への志向性をすててはいない。センが批判するのは、想定されるすべての社会状態を比較可能とし、最適解を同定する完備性の仮定であり、また、道徳的判断における無条件性を理論前提とし、特定の諸条件のもとではじめて成立する条件付き言明を恣意的とみなす道徳概念である。これらはルールを概念をきわめて特異なもの——厳密に普遍的かつ一般的なもの——とする。

法制度を規定する諸ルールは、その定義域において、普遍的である必要はない。あらゆる条件から独立に、一般的に適用される必要もない。重要なことは、それがどのような定義域に限定的に適用されるルールであり、どのような条件のもとであれば成立するルールであるかが明示化されていることである。法制度とルールに関するこのような理解は本稿の結論であるとともに、基本的な分析視角ともなる。

本稿の関心は、この分析視角に立って、これまでローカル正義、グローバル正義、世代間正義として別個に論じられることの多かった3つの正義概念の射程をあきらかにすること、その作業を通じて3つの正義概念に通底する問題を抽出することにある。

例えば、世代間正義の特殊性に関しては、それが要求する権利義務関係は、前世代から後世代に対する一方向的な関係であり、しかも最後の世代は義務を負う相手をもたないという非対称性をもつ点が、また、世代間正義の制定プロセスに関して、それは関係者間で社会契約を結ぼうにも、関係者が一同に会することができないので結ぶことができない点が、固有の問題として語られることが多い。

だが、世代間正義に関して語られるこれらの特徴は、グローバル正義とローカル正義もまた共通に抱える問題にほかならないのではないか。社会間の正義を論ずるグローバル正義が、資源に余裕のある社会（個人）から困窮している社会（個人）への一方向的な移転を命ずることはある。その一方で、影響を受けるすべての社会がかならずしも、原理の制定に直接、関与できるわけではないことは明らかである。1つの社会内の正義を論ずるローカル正義にしても、たとえば公的扶助システムは、資源に余裕のある個人（グループ）から、資源を持たない個人（グループ）への一方向的な移転を命ずる。その一方で、新たな移住者や生まれ来る子どもたちなど、その影響をまぬがれないにもかかわらず、その原理の制定に直接、関与できない人々はかな

らずや存在する。

主として、社会内正義原理に関して展開されたジョン・ロールズの正義論は、そもそも、一方向的な資源移転を要請する正義原理を想定したうえで、しかも、その制定プロセスにかならずしも全員が参加できるわけではないことを想定したうえで、それらを正当化するために展開されたものだった。＜公正としての正義＞あるいは＜相互性としての正義＞などの概念、さらには原初状態に課された正の認識的条件などは、まさにこれらの問題に対してロールズが提起した対処方法にほかならない。近年、ロールズのグローバル正義の構想を批判しながら、展開されているアマルティア・センの「開かれた不偏性」&「理性に先立つアイデンティティ」の構想も、この点では共通する。

セン＝後藤（2008）では、ロールズ正義論の再読——とりわけ、諸社会に適用される人民の法、ある社会に適用される正義原理、ある集合体に適用される内的規準の関係——を通じて、ローカル正義とグローバル正義に関するロールズの構想を抽出し、それをセンの批判的論考とつきあわせることによって、グローバル正義に関する新たな構想を得た。さらに、そこで得られた視点を世代間正義の問題に応用した。すなわち、新古典派経済学で前提とされている世代間の解釈が、ロールズ自身の規範的な企図を歪めるおそれのある点に注目し、ロールズの世代間正義の構想を彼の正義論のより全体的な枠組でとらえかえした。それに対して、本稿はジョン・ロールズの正義論の再読に焦点をあてる。センとの比較に関しては、セン＝後藤（2008）を参照していただきたい。

1. ロールズの社会概念

本稿では、一定の政治的観念の共有を想定できる集合体を「社会」と呼ぶ。また、一定の政治的観念を共有できる世代のまとまりを「社会世代」と呼ぶ。このとき、ローカル正義は、①「社会」内のあらゆる個人を保障し、②組織、コミュニティ、家族など社会内に存在するさまざまなグループ間の関係性を調整する要請として定義される。また、グローバル正義は、①特定の「社会」を越えて個人を保障し、②「社会」間の関係性を調整する要請として、世代間正義は、①特定の「社会世代」を越えて個人の権利を守り、②「社会世代」間の関係性を調整する要請として定義される。

はじめに次の点を確認したい。ロールズのいう「社会」は、その概念的意味においても、実体的意味においても、「国家（state）」とは一致しない。それは、公共的ルールに対する合意及び責任の基盤を提供する概念として、ロールズ正義論においては重要な位置を占めている。その基本的特徴は次の3点にある。

(1) 非自発性と多様性を特徴とする公正な協同システム

ロールズは、「組織（association）」あるいは「共同体（community）」とは明確に異なる概念として「社会」を定義した。「社会」は、自発的な参入・退出を特徴とする「組織」とは異なり、「生れ落とされる（born into）」ことにより参入し、「死」をもって退出する非自発性（偶然性）を特徴とする。また、共有された自我の想定が可能であるような共同体とは異なり、人々の選好・

価値・資質における多様性(異質性)を特徴とする。「公正な協同システムとしての社会の観念(the idea of society as a fair system of cooperation)」が要請される第一の理由は、この非自発性(偶然性)と多様性(異質性)にある。少なくとも理論的には、どの組織・共同体にも属さない(せない)個人をも包含するのが「社会」である。

(2) 政治的観念の共有

「社会」はまた、一定の政治的諸観念(たとえば「自由と権利」あるいは「穏当な階層性」など)の共有を特徴とする。ロールズによれば、一定の性質をもつ公共的ルールに対する合意の基礎は、人々の認識を規定する政治的諸観念の共有に求められる。それは、歴史的伝統のうちに探られるとしても、その事実的な共有までを要件とするものではない。信念や思考様式などにおいて共有可能であることが期待されればよい。

(3) 正義に適った制度の継承性

「社会」はさらに、正義に適った法・制度が継承されていく場でもある。「もし、われわれがリーズナブルで正義に適った政治的・社会的制度の枠内で育ったとしたら、成人したあかつきには、これらの諸制度を認容するだろう。こうして、これらの制度は時間を超えて持続可能となるだろう」(Rawls, 1999a, p.7)。もちろん、将来世代は、先行世代が定めた権利や義務を踏襲するだけでなく、それらを自分たちの文脈で吟味し、解釈し直し、必要に応じて、適宜、改定すると考えられている¹⁾。

これらの特徴をもったロールズの社会概念は、一方で、責任の観念を支える。ロールズが「社会は閉じられている」と記述するとき、それは、ひとの出入りが無いことを意味するのではなく、その構成員が「相互性」の観念に支えられながら、社会内の、また当該社会への資源再分配に責任をもち続けることを意味する。すなわち、新たに参入した人々が順次、社会内の公的扶助制度に組み込まれていく一方で、退出した人々が、もとの社会への資源移転に一定の責任をもちつづけることを含意する。

ロールズの社会概念は、他方で、含意の観念を支える。社会の正義原理の制定ステージでは、社会内グループの内的規準と葛藤する正義原理が制定されるケースは論理的に排除されている。それは、正義原理の制定者たちが、正義原理の評価判断に先立って、グループ内規準に対する正義原理の優先性を受容することが暗黙の前提とされるからである。

この前提は、同じくロールズの主張する「万民の法」の制定ステージと対比される。諸社会間の共通原理である「万民の法」の制定ステージにある制定者たちは、自分の出身母体である「社会」に対する責任と「万民の法」に対する責任との間の緊張関係に直面することになる。「万民の法」の制定にあたって彼らは、自分が属する社会の正義の基本原理に由来する偏りを完全に回避できるわけではない。原初状態にかけられる「無知のヴェール」は、制定者自身が属する社会の利益への偏向を控えさせるものの、異なる正義原理や政治的観念に対する規範的判断間の葛藤を無効にするわけではない。ただし、ロールズは両者に関して次のような一貫した視座をもつ。

第一に、次の2つの意味での開放性である。まず、決定は、来るべき批判に対してつねに開かれていなければならないという開放性、換言すれば、新たに訪れる者はそれぞれ、すでになされた決定を自分自身で吟味し、改定することを通じて決定に参加していくという、時間的流

れにおける開放性である。続いて、ある主体の実践的理性における開放性である。すなわち、意思決定プロセスに参加する主体は、適切な認知的・情動的な条件のもとで、現に資源分配システムに参加している人々のことだけではなく、参加するかもしれない人々のこと、あるいは、直接参加してはいないものの影響を受ける可能性のある人々のことをも考慮しながら判断を形成するという、認識上での開放性である²⁾。それに対して、ロールズは、原初状態の装置によって、すなわち、(1) 社会的協同のための条件づくりというルール目的、ルールが備えるべき形式的条件（一般性・普遍性・公示性・順序性・最終性）、また、(2) 何が正義に適用原理であるかを判断する最小限の合理性（the Rational）と正義の感覚（sense of justice）によって表現した。

第二に、何かを正義だ、と特定化する正当化根拠に関して。たとえばセンは、正義は、個人に見られるべきだという意味で、観察可能性と近接した概念ではあるものの、それは完全に構成的構築物ではないので、ほとんどの人があることを「正しい」と判断したからといって、ただちに、その判断を「正しい」ということはできない、と主張する。むしろ、正義は、ロールズのいう「思考の公共的枠組み³⁾」によって特定化されるという。それは、「理性的な主体間における判断上の合意に関する説明」を提供するとともに、人々が互いに公共的理性を行使する状況においては、「他者もまたそのように考えるだろう」と期待することを保証するような、共有された考え方の枠組みを指す。

第三に、正義原理の非決定性に関する認識について。ロールズは完全な手続き的正義と純粋に手続き的な正義を区別する。前者は、人々の認識を離れた客観的な〈正しさ〉の存在を予め想定することによって、すべての選択肢を完全に順序づけ、その実現を要請する。それに対して、後者は、手続きや帰結に関する規範的観点によって、社会的判断の情動的基礎となる選好判断のクラスを一定範囲内に制約しつつ、（形成された社会的判断が）選択肢に関する部分的な評価順序を与えること、それのみを要請する。次の引用が示すようにロールズによれば正義原理は完備的順序をもたらすわけではない。

候補となるいくつかの憲法の中で、あるいは経済的・社会的なアレンジの中ではたしてどれが選ばれるか、はいつも明白というわけではない。実はこのことは、正義もまた、同様に非決定的だということを意味するのである。許容される範囲内にある諸制度は、同じくらい正しいし、同じくらい選択可能であるといえる。それらの諸制度はみな、正義の理論が課すあらゆる制約と両立可能なのである（Rawls, 1971a, p.201）。

ロールズの提唱するルールの決定に関する段階的な枠組み、すなわち、最高次ルールとしての正義原理、上位ルールとしての憲法、そして立法プロセスは、現実の時間的進行順序を示すものではなく、上位ルールは、選ばれ得る下位ルールの選択肢集合を一定範囲に制限するという、諸ルール間の優先関係を示すものである。

以上の点を確認したうえで、つづいてロールズ正義論の位相を確認しよう。

2. 社会の正義原理とローカル正義

個人は私的な嗜好とも、公共的な判断とも異なる性質の嗜好をもつ場合がある。たとえばひとは、公共の見地からは表明を差し控えるような嗜好——厚かましいと感じるような主張——を、自己の属するグループの（集合的な）利益を目的として、あえて表明する場合がある。あるいは、リスクの発生確率と損失を予測した期待効用の計算式に基づけば明らかに高すぎる保険料であったとしても、同一制度に属する他者（たとえば高齢者層）の利益を考慮して、保険料を払い続けることがある。さらにまた、就労などの社会的な不利益を覚悟した上で、子どもに特定の文化や言語を優先的に教育する道を選ぶことがある。ロールズはそのような嗜好を「集団的嗜好」と呼び、公共的判断（理性）とは区別した⁴⁾。

先に見たように、社会とは、異なる目的をもった組織や集団が絶え間なく結合・解散する場であるとともに、特定の自我を共有した歴史的・文化的共同体を包含する上位の集合体である。それは、個人を直接の構成要素とし、一定の政治的観念の共有を理論前提とすることが可能であるような、一つの実体的・観念的な集合体でもある。社会の正義原理は、諸個人が、いかなるライフプランをもとうとも、いかなる個別的集合体に属し、いかなる目的や善の観念を共有しようとも、あるいは、いかなる特性や自我（私人として、組織人として、また共同体の一員として）をもとうとも、それらの相違からは独立に、〈社会〉の構成員として普遍的に享受すべき権利・義務体系を定めるものであった。

それに対して、ローカル正義は、社会構成員たちがすでに異なる善の観念や目的を共有する集合体に属していることを前提として、個々の集合体と社会、集合体同士の関係性、さらには個人と集合体との関係性が正義に適ったものであるかどうかを問題とする。ロールズの『正義論』は、社会の正義原理を主題とするが、陰画的には、それはローカル正義の議論として解釈される。以下ではその議論を紹介しよう。

いま社会にある様々な種類の集合体を想定する。各々は、異なる目的や課題、特性や様式を共有するとともに、それらと統合的な内的規準にしたがって統治されている。「正義の二原理」はこれらの集合体に次のような要請を課す。

はじめに、集合体間の関係について、各集合体の自律性と平等性を守るために、各集合体が共有する目的や善の観念、内的規準の自律的決定に対する寛容性（liberal tolerance）が要請される。また、個人と集団との関係について、各集団・組織からの参入・退出の自由、あるいは、目的や内的規準の改定・変更の自由が保証されるべきことを要請する。参入・退出がそもそも困難である場合には（たとえば特定の民族や文化の共同体など）、目的や内的規準の改訂が比較的容易でなければならないことになる。さらに、ある集合体とその構成メンバーの人格的な独立性を蹂躪しようとしたときには、それを阻止すること、そのために、各集合体の垣根を越えたより普遍的な視点から、各集合体の自律的決定を適理的に制約することができなければならない。これらは、個々の集合体の内的規準の射程を超えた社会の正義原理として定立されることになる。

つづいて、各集合体の内的規準に対する社会の正義原理の優位性が要請される。各集合体は、内的規準の制定にあたって、集合体間の関係性のあり方と組織を構成する各個人の基本的人權

に関する社会の基本的原理を尊重しなければならない。たとえば、ある社会でロールズの「正義の二原理」が制定されているとしよう。その第一原理である「平等な基本的諸自由の保証」は、すべての個人が、国家からはもちろんのこと、いかなる他者からも、集団からも基本的諸自由を脅かされないことを要請する。この原理が、各集合体の内的規準に優先するとしたら、各集合体は、その共有された目的や特性の如何にかかわらず、構成メンバーの基本的諸自由を脅かすような内的規準を立てることはできないことになる。

集合体の内的規準に対する社会の正義原理の優先性は次のようにも説明される。あらゆる集合体の代表者は社会の正義原理の制定ステージに平等に参加する自由をもつ。彼らは、はじめに、内的規準に対する社会の正義原理の優先性を受容する。つづいて、自己や自己の属する集団の個別的目的・特性から独立に、また、自己や自己が代表する集団の目的や特性、内的規準から独立に、人々に共通に備わる道徳的人格という特性のみに注目し、その維持・発展のみを目的として、自己の判断を形成するように要請される。この要請は、彼らによって制定される社会の正義原理が、ある個人や集団・組織の現在あるいは将来の利益と矛盾する可能性を否定しない。その可能性を知りつつも、各集合体の代表者たちが、ある原理を社会の正義原理として承認するとしたら、まさにそのことが、社会の正義原理に、各集合体の内的規準の適用を制約する権能を与える根拠とされるのである。

ただし、その一方で、各集合体の内的規準の自律性は次のように担保される。通常社会の正義原理はあらゆる社会状態を順序づける権能はもたない。それは、集合体間の関係、あるいは集合体に所属する個人の基本的人権にかかわる問題など、最小限の政治的観点から社会状態を部分的に順序づけるものでしかない。したがって、これらの問題に関して同一である限り、他の主題や領域、各集合体に固有の問題に関して異なる選択肢があるとしても、社会の正義原理はそれらの比較評価に関しては沈黙をたもつ。はたしてどの状態よりも善いか悪いか、同じくらい善いか悪いかといったいっさいの評価を差し控える。

たとえば、格差原理は、「社会」に対して——「社会」に直属する構成員を母体として——誰であろうとも「社会」の中で最も不遇な境遇にある人々の境遇を最大限に改善することを要請する。そのために必要な資源の供給義務は、「社会」のすべての構成員に課される。ただし、それはグループ内の資源分配方法を直接規定するものではない。各グループは、グループ内で最も不遇な個人の期待を最大化するような分配方法を強要されることはない。各グループの掲げる目的と適合的な分配原理——貢献比例的分配、年功序列型分配など——を採用することが可能である。それは個人内分配に関しても同様である。各個人は、それぞれの時点で、格差原理の適用を受けるそれぞれの時点で最も不遇な個人と認定されるとしたら、所与の条件下でその期待が最大となるような資源移転を受ける。ただし、自己の〈ライフ・ステージ〉において、あるいは個人の内的複数の自我において、最も不遇な時点の、あるいは、最も不遇な種類の自我の期待を最大にするような個人内分配を強要されることはないのである。

以上が、ロールズ正義論におけるローカル正義の骨格である。次には、グローバル正義の問題に視点を移そう。

3. グローバル正義

ロールズが、諸国家 (nations) ではなく諸社会 (societies) でもなく、諸人民 (peoples) という語を用いる理由は、たとえば万民の法に忠実であるといった道徳的動機を、行為者としての諸人民にもたせるためだった (Rawls, 1999a, p.17)。その一方でロールズは、世界を構成するすべての個人を一人残らず算入する包括的な社会、すなわち〈コスモポリタン社会〉を退け、各個人が固有の正義原理をもった個別社会に属している〈万民の社会〉を舞台として議論を展開する。

万民の法の制定手続きに関して、ロールズは、社会の正義原理の制定手続きと同様に、原初状態の装置を用いた。そこでは次の3つの条件が満たされることが想定されている。第一に、各社会の代表者である制定者たちは、互いに公正で適理的な関係におかれる。第二に、制定者たちは、合理的な判断能力をもつ。第三に、制定者たちは、適切な理由に基づいて利用可能な諸原理の中から選択する能力をもつ。

社会の正義原理を制定する原初状態では、代表者たちは、各集合体の有する個別的特徴（善の観念や宗教的・道徳的信条、組織や集団の内的原理を含む）に関する一切の情報をもたないと想定された。万人の法を決定する原初状態においても、代表者たちは、互いの社会の個別的利益や特徴（たとえば、領土の大きさや人口、自然資源の規模や経済発展のレベル、経済的資源や技術の状況、人民の資質や傾向）に関する情報には依拠しないことが期待される。ただし、それは社会の正義原理を制定する原初状態の装置とは次の点で異なっている。

万民の法を制定する制定者たちは、互いの社会がすでに一定の正義原理によってその基礎構造を規定されていることを知っている、そして、互いの社会の正義原理に関する情報を積極的に参照しながら、〈万民の法〉の制定にのぞむと考えられている。すべての個人を一人残らず算入する包括的な原初状態から出発するのではなく、一定の社会の正義原理から出発し、しかるのちに万民の法の形成に向けて移行していく、まさにその移行プロセスで、彼らは各社会の人民や政府がとってきた歴史的行動に関する情報をも獲得するのである。それらの情報は、問題の所在や解決の可能性を示し、採用すべき手続きに関する方針を与えるものとして参照される。はたして、このような仮定においた理由は何であろうか。

ひとたび万民の法が制定されたとしたら、それは各社会が遵守すべき高次原理として、社会の正義原理はもちろんのこと憲法や立法の制定・改訂ステージ、導出されうる社会判断のクラスを制約するのみならず、様々な制度や実践を通じて、諸個人の善の観念や目的の達成に必要な社会的・経済的基盤、あるいは善の観念や目的に大きな影響を与えるにちがいない。たとえば、リベラルな正義の政治的構想を正義の基本原則とする社会においては、社会構成員は等しく市民とみなされ、市民たちが適切な正義の感覚を獲得し維持することを導く憲法レジームと政治・社会制度が重要な意味を帯びてくる。市民は秩序あるリベラルな社会に参加することを通じて、リベラルな正義の観念が内包する理念を理解し、それを具体的・個別的な条件のもとで再解釈することを学んでいくであろう。そのプロセスでは、公正の感覚と寛容さ、他者との協調性などの市民的徳が涵養されていくと期待される。

ひとたび制定された社会の正義原理がこのように広く深く社会に浸透していくとしたら、そ

れと大きく抵触するような万民の法は、社会の統合性（integrity）を脅かすものとして退けられることになる。制定者たちは、万民の法の評価にあたって、自己の社会の個別的特徴や利害から独立であろうと努める一方で、自己の社会の基礎構造を規定する正義の基本原理に対する配慮を失うわけにはいかないのである。

このことは、万民の社会の安定性（stability）の問題とも関連する。ロールズによれば、万民の社会が正しい方法で安定するということは、勢力均衡によって安定すること（stability as a balance of forces）ではなく、正義に関して安定することを意味する。社会的諸条件はつねに変化し続けるとしても、秩序ある社会の法や制度や慣行は常に、正義原理が課す諸条件を満たすこと、それゆえに政治的・社会的自由、文化のゆとりや表現、経済的福祉などの基本財の分配に関して安定していることが期待される。万民の法が遵守されるのは、単に幸運な勢力均衡のゆえではなくて、秩序ある社会の人民が彼らにとって正しく有効なものとして共通の法を受容し、それを遵守しようという気持ちを抱くからでなくてはならない。

ロールズによれば、政治的可能性の限界は、現実そのものによって与えられるものではない。われわれは、多かれ少なかれ、政治的・社会的諸制度その他を変えることができるのであり、それに伴って政治的可能性の限界は変化しうるのである。われわれが描く社会世界は、たとえ、いますぐにではないとしても、将来の、より善い環境のもとで、存在するかもしれない社会である。万民の法が有する射程の広がりや厚みとの間に予想されるトレード・オフの問題は、政治的可能性の限界に関するわれわれ自身の認識との関係で、また、われわれ自身の認識的な展開と現実とのダイナミックな関係性のもとで考察されなければならないというのがロールズのメッセージである。

4. ロールズの世代概念と世代間正義の基本的枠組み

格差原理は世代間の正義の問題に適用されるものではない。貯蓄の問題は他の別の方法で扱われるべきである（Rawls, 1999b, p.254）。

つづいてロールズの世代間正義の概念に移ろう。結論的にいえばロールズの「世代間正義」は、次の2つの関心に特徴づけられる。第一に、一定の正義原理のもとで社会的協同のシステムを実行することが可能であるような1つの「社会」内の諸世代（以下では、これらを「社会世代」と総称する）間の関係性を調整するとともに、同一社会世代内のどの年代に属するメンバーをも「社会」の構成員として等しく尊重すること。第二に、同一の正義原理のもとで社会的協同のシステムを実行することが困難であるような異なる「社会世代」間の関係性を調整するとともに、いずれの「社会世代」に属するメンバーをも個人として等しく尊重すること。

留意すべきは、前者の「社会世代」内の世代間正義に関しては、ロールズ正義論（Rawls, 1971a）のフレームワークで論ずることができるのに対し、後者の「社会世代」間の正義に関しては、その射程がロールズ正義論のフレームワークを超える点である。以下では、空間的視座から正義論の拡張を試みたロールズの「グローバル正義」の議論——すなわち、「社会」間の正義の議論——を参照しつつ、時間的視座に立つ「社会世代」間正義の理論を考察したい。

先述したようにロールズによれば、社会の基本原理としての正義原理（あるいは、それに続く憲法、立法、政策）の主題は、一定の共有された利益・目的と内的規準をもつ社会内の諸集合体（「家族」、「企業」、「共同体」など）に関して、相互の関連性を調整し、各集合体内のメンバーを（どの集合体にも属さない個人も含めて）守ることにある。各グループはそれぞれ内的規準を自律的に定める自由、および正義原理の制定・改定に参加する実質的自由をもつとともに、定められた正義原理による規制を等しく受けることになる。

このフレームワークのもとでは、「世代」もまた、一定の正義原理の適用が妥当である限り、社会内集合体の特徴づける1カテゴリーと見なされる。すなわち、各世代は、内的規準を自律的に定める自由をもつとともに、正義原理の制定・改定に参加する自由をもち、どの世代に属する個人もまた一定の正義原理のもとで「社会」構成員として等しく尊重されることになる。たとえば、ある社会でロールズのいう「正義の二原理」が正義原理として採用されたとしよう。このとき、社会内の拡張的家族ユニットあるいは共同体ユニットは、それぞれ固有の分配原理や貯蓄原理を内的規準として採用する自由をもつ一方で、「正義の二原理」が要請する①すべての個人に対する平等な基本的諸自由の保証、②公正な機会均等、③最も不遇な個人の期待の最大化という3つの基準を受容することになる。そして、ユニット内のある世代のある個人が、「最も不遇な個人」と同定されたとしたら、所与の環境制約下で彼の期待を最大化するような資源移転が、家族や共同体、組織の枠を超えて、「社会」内の全構成員を母体として実行されることになる⁵⁾。

先述したように、ロールズ自身は、このように一定の正義原理の適用が妥当であるような「社会」には空間的なボーダーがあると考えていた。ロールズの「社会」概念は「国家」と同じではないものの、断絶された一つの政治単位をさす。そして、相互に断絶された「社会」間の関係性を構築することが、まさにグローバル正義の課題とされた。それに対して、ここでの関心は、時間的ボーダーに向けられる。はたして一定の正義原理の適用が妥当である「社会」には、時間的なボーダーがあるのだろうか。もし、あるとしたら、時間的なボーダーによって相互に断絶されたユニット（先に「社会世代」と呼んだ）間の正義——世代間正義の問題——はいかに問われるべきだろうか。

議論に先立って考察すべき点がある。第一は、社会学的な「世代区分」の観念もまた、特定の事象や環境的要因をもとに、世代を時間的断絶性によって捉える概念ではあるものの、ここでいう「一定の正義原理の適用が妥当ではない」ことを基準として抽出される「社会世代」の観念とはかならずしも一致しない点である。ここでいう「社会世代」の観念は、人々の選好や環境的諸条件の変容ではなく、社会制度のあり方を構想する政治的観念の変化を基底とする概念だからである。

第二は、時間的ボーダーが内包する断絶の意味である。実は、空間的ボーダーにおいても問題となる点であるが、「ボーダー」とははたして、何を遮断し、何を残すものであるかが問われなくてはならないだろう。たとえば、空間的ボーダーによって「社会」は相互に断絶されるとしても、上述したように、「万民の法」によって「社会」間の調整ルールの制定・改定がなされる限りは、「社会」間の了解を可能とする何かが存在すると考えるべきかもしれない。時間的ボーダーの場合は、しばしばより明示的に、歴史・伝統・記憶による世代間の（ときに批判的であれ）

継承が観察されうる。正義原理の内容は「社会世代」間で変化を余儀なくされるとしても、変化のプロセスを記述する歴史あるいは記憶が残されるとしたら、そのことは世代間調整ルールの制定・改定作業を支える可能性があるからだ。

以上の点を注記したうえで、以下では、時間的ボーダーの存在をひとまず仮定した上で、同一の正義原理の適用が困難となる「社会世代」間の調整ルールの内容とその制定・改定手続きについて検討したい。

5. 世代間正義の原理——ロールズ正義論の拡張的解釈

ロールズ正義原理の基本モデルは次のようにスケッチされる。1つの社会には、毎秒、毎分新しいメンバーが生まれ落ちる一方で、死によって社会を離れる人々がいる。社会に生まれ落ちた瞬間から個人は既存の諸ルールのもとで様々な権利と義務を賦与され、社会システムの運行に寄与するとともに、一定の年齢に到達すると、（賦与された権利と義務の一部として）社会の基礎構造を規定する正義原理の制定・改定ステージに参加する。ルール制定・改定ステージへの参加者たちは、あらゆる社会制度を幾世代にもわたって規定するに相応しい社会的協同の根本条件は何かという問いを立てる。また、社会的ポジションや階層、性別その他の属性の相違を越えて、自分たちにも彼らにも等しく受容され、適用されるルールを構想する。各人が属する世代の相違も乗り越えられるべき属性の一つとして考えられる⁶⁾。

世代間正義に特有の問題を考察するためには、グローバル正義の射程を継時的なものへと拡張する必要がある。その方法としては次の3つが考えられる。

【三つの世代間正義構想】

(1) 時間を経て存在しうるすべての個人を要素とする単一集合を想定する。このとき、世代間正義の課題は、単一集合体を規定する単一の正義原理を定めることである。たとえば、分配的正義に関しては、すべての個人に「時間市民税」を課して、最も不遇な世代（人々）の便益を最大にするように、異なる世代間（個人間）で資源移転する、という格差原理の適用が考えられる。

(2) 各社会毎に一定の正義原理が妥当性をもつ期間をもって「社会世代」を区分する。このとき、ある社会の世代間正義の課題は、各社会世代の正義原理の自律性を尊重しながら、異なる社会世代間の整合性を調整するとともに、社会世代のボーダーを越えて、すべての個人の基本的人権を保障する高次のルール（a law of generations）を制定することにある。またグローバルな文脈での世代間主義の課題は、時代（外生的与件）横断的に構想される各々のグローバル正義のルールを異なる時代（ある社会の社会世代が変化している可能性のある）間でどう整合化していくか、となる。

(3) 個々の政治的イシューごとに、一定の政策が妥当性をもつ期間を1つの単位とし、それをいま「グループ世代」と呼ぼう。この場合、少しずつ期間のずれた複数のグループ世代に重複的に属する年代が存在することになる。このとき、世代間正義の課題は、重複的期間において有効性をもつ諸政策間の整合性を調整しながら、すべての個人の基本的人権を保障する高次

のルールを定めることに置かれる。

ロールズ自身のグローバル正義論と整合的であるのは(2)である。以下ではこの枠組みをもとに世代間調整ルールの内容と制定・改定プロセスを考察したい。

共時的なケースに関して、ロールズは、リベラルな社会とディーセントな階層社会のいずれにもあてはまる「社会」間のルールとして、次の8つの項目からなる「万民の法」を考えた。①各社会の自由と独立の尊重、②条約や取り決めの遵守、③各社会の間の平等、調整ルール制定に関する平等、④非干渉、⑤自己防衛以外の戦争扇動行為の禁止、⑥人権の尊重、⑦戦争行為に関する拘束遵守、⑧品位ある政治的、社会的レジームを妨げるような不遇な条件下で暮らす他の社会を扶助する責務をもつこと⁷⁾。①は、社会内の基本原理としてロールズが構想した正義の第一原理に相当するものである。基本的福祉の保障に関連する事項は⑥と⑧であるが、これらは格差原理よりも弱い要請となっている。

はじめに、これらの原理を継時的なケースに即して検討しよう。①、⑥は各社会を各社会世代に置き換えたとしても、そのまま妥当するだろう。すなわち、「すべての社会世代の自由と独立を尊重する」、「すべての社会世代に属する個人の人権を尊重する」という原理が世代間調整ルールとして考えてられる。③についても「各世代の間の平等」は問題なくいえるだろう。「調整ルール制定に関する平等」については、独自の事情をもつので次節で検討したい。問題は、⑧の「他の社会を扶助する責務」に対応する「他の社会世代を扶助する責務」である。はたして、これは、ロールズ正義論と整合的なモデル、すなわち、一定の正義原理が妥当性をもつ期間を世代の基礎単位(社会世代)とし、異なる社会世代間の正義原理間の整合性を調整しながら、どの社会世代に属する個人の基本的な人権をも保障する高次のルールを定めるというフレームワークのもとでは、どのように定式化されるだろうか。はじめに次のような基準が想定される。

第一基準 それぞれの時代(外生的与件)ごとに、共時的な社会間で、「品位ある政治的・社会的レジームをもつことを阻む不遇な条件」にある社会の改善に向けて資源再配分を行なうこと。ただし、資源再配分の方法は、それぞれの時代に共存する諸社会世代の自律的な決定に任せられなくてはならない。資源の再配分は、具体的には次の2つのステップで実行される。(1)はじめに、各世代の各社会世代は、それぞれの正義原理のもとで、社会世代内での実行可能性を考慮しながら、社会世代内で一定の所得配分を実行する。(2)続いて、各社会世代内で実行される所得配分の情報を考慮しながら、共時的な社会間で資源の再配分を実行する。

このような基準を採用する理由は次のとおりである。各世代が自律的に決定すべき資源再配分の方法は、「品位ある政治的・社会的レジームをもつことを阻む不遇な条件」の特定化(identification)の問題と評価・測定(evaluation/measurement)の問題を含む。後者は、当該社会構成員が享受する福祉(well-being)のメニューとその達成水準あるいは達成閾値を意味する。上記の基準は、これらの問題を、理論先行的に仮定するのではなく、各世代で共時的に存在する社会間の決定に委ねることを要請する。その理由は、第一に各世代の自律性を尊重するためであり、第二に実行可能性を保障するためである。資源配分の具体的方法を理論先行的に

定めるとしたら、実行可能性が保障されない恐れがある一方で、実行可能性を先行条件とした上で、資源再配分を規定する諸条件としてすべての世代に関する情報を集約することは事実的に不可能である⁸⁾。

ただし、それぞれの時代の諸社会世代の自律性を実質的に尊重しようとするなら、次のようなミルの言葉を傾聴する必要があるだろう。すなわち、「自由の原理は、自由を棄てることも自由でなくてはならぬ、ということは要求しえない」（Mill, 1859, 訳 p.206, Sen, 1983, p.24）。ひとたび自由の放棄を決定するとしたら、再度、自由の保証を制定する機会それ自体が失われてしまうからだ。このミルの言葉は、世代間正義に関してもう1つの基準を提出する。すなわち、

第二基準 各社会世代の定める資源再配分方法は、他の社会世代の人々が行なう自律的決定の実効的な範囲を著しく狭めるものであってはならない。

実のところ、将来世代が実際に選択可能となる行為や状態の機会集合は、先行する諸世代の経済活動や政策の遂行による影響を免れない。しかも、この影響関係は先行する世代から将来世代へと強制的・非対称的に発生する。社会世代間に存在するこのような強制的・非対称性の存在は、上記の基準に理を与えるのではないだろうか。具体的にどのような決定が他の社会世代の自律的決定の範囲を著しく狭めることになるのかは、最終的には、前述の2つの基準のもとで資源配分方法を定める際に、各時代の諸社会世代間で判断されることになる。ただし、個々人の政治的自由や市民的自由への権利、あるいはまた福祉的自由への権利の制限、あるいは二酸化炭素排出量の無規制などが将来世代の選択範囲を大きく制約することが明らかであるとしたら、それらの選択をあらかじめ禁止するようなルールは、「すべての社会世代の自由と独立を尊重する」という高次原理を実質的に保障する付随的条項としてリーズナブルであり、各時代の社会世代間で継承されていく可能性が高いのではないだろうか。

6. 世代間調整ルールの制定・改定の手続き

次に考察すべき問題は社会世代間の調整ルールの制定・改定に関する承認プロセスである。承認プロセスに関しては、共時的諸社会間のそれと継時的諸社会世代間のそれとの間には基本的な相違があるかのように見える。理由としては、共時的な場合は、各社会の代表者が調整ルールの制定・改定プロセスに、まさに共時的に参加することができるのに対し、継時的な場合は、各世代の代表者が調整ルールの制定・改定プロセスに共時的に参加することは不可能であることが指摘される。だがこのような指摘は少なくともロールズに関しては正鵠を得ていない。

なぜなら、ロールズの社会契約においては、1つの社会におけるルール制定・改定プロセス（正義原理を定める原初状態）においても、共時的な社会間のルール制定・改定プロセス（万民の法を定める原初状態）においても、関係者すべての参加が想定されているわけではないからである。確かに、政治的自由の権利に関する実質的平等の規定によって、一定の年齢に達したすべての社会構成員に対して、ルール制定・改定プロセスに参加する権利が保証されている。だが、権利の実際の行使に関しては、次のような黙約があった。すなわち、参加する当事者たち(parties)

がいずれも、(1) 社会的協同のための条件づくりというルール目的、ルールが備えるべき形式的条件（一般性・普遍性・公示性・順序性・最終性）を理解していること、また、(2) 何が正義に合う原理であるかを判断する際に、最小限の合理性（the Rational）と正義の感覚（sense of justice）を備えていること、さらには、(3) 自分や自分の属する集合体に固有な利益に関連する個別的情報を捨象する一方で、社会や人間の一般的事実に関する知識の共有が担保されることである（「無知のヴェール」によって表象される情動的制約）。

これら三つの黙約は、たとえ個別的情報に関して相互に異なる主体が新たに加わったとしても、あるいは退出したとしても、現にルールの制定・改定にあたる当事者たちが合理性と正義の感覚を正しく行使し、彼らの間で、ルールを制定する目的が共有され、情動的制約がなされる限り、一定範囲内の結論⁹⁾が導出されることを保証する。もちろん、当事者たちが共有する社会や人間の一般的事実に関する知識が大きく変化したとき、制定される正義原理も変化する可能性がある。だが、たとえそうだとすると、それが社会的協同の公正なルールであることが人々によって了解される点においては変わらない。ロールズの社会契約において重要なことは、当事者すべてが実際に参加することではなく、参加した当事者たちが適切な状況で判断を形成することである。「原初状態」とは、そのような形成を支える個々人の認識的な、また制度的な条件の表象に他ならない。

この枠組みに基づくならば、ある社会（あるいはグローバルな）の世代間調整ルールもまた、正義原理（あるいは、万民の法）の制定・改定ステージにおいて決定されることになる。世代間調整ルールの制定・改定に参加する各社会の構成員は、自分たちの社会世代に特有な利益・目的に関連する個別的情報を捨象しつつ、社会の一般的事実ならびに正義原理に関する知識に基づいて、将来世代にも受容可能な、また過去世代にも妥当な判断の形勢に努めることになる。

むしろ、世代間の制定・改定ステージの本質的特徴は次の点にみられる。それぞれの社会世代の制定・改定ステージにおいて定まる正義原理は、明確な適用範囲が付されない限り——将来の世代によって改定される可能性を担保しながら——、それぞれの社会の将来世代にも適用されることが前提とされている点である。このことは、社会世代間の隔絶する時間的ボーダーは正義原理の改定により事後的に認識されるボーダーにほかならないことを意味する。

たとえば、ある社会世代の憲法で、基本的福祉の保障が個人の権利（生存権・福祉的自由への権利あるいは環境権）として定められたとしたら、その権利は当該社会世代のみならず、将来の社会世代にも適用されることが、当然の前提となる。実際に生を受ける個人が誰であるかを予め特定化できないことは確かであるとしても、誰であろうと、「健康で文化的な生活を送る権利」が保障される点に、権利としての概念的意味がある¹⁰⁾。法や実践に関しても、特別の期間限定条項が付与されていない限り、世代を理由として差別的に扱われることはない。

さらに、継時的な社会間のルール制定・改定プロセスの特徴は、各社会世代のもつ正義原理に関する情報の一方向性にある。1つの社会における正義原理制定・改定ステージにおいては、社会内のサブ集団がもつ内的規準に関する情報はいずれも捨象されることが想定された。共時的な世代間調整ルール制定・改定ステージにおいては、各社会の正義原理に関する情報は互いに共有されることが想定された。それに対して、継時的な社会世代間のルール制定・改定ステージでは、前社会世代の制定・改定の歴史的な情報が共有される一方で、後社会世代の情報は共

有されえないことになる（論理的には、「最初」の社会世代は情報を何ももてず、「最後」の社会世代はすべての情報を持ちえることになる）。

だが、このような情報に関する非対称性それ自体は、先述した現代世代から将来世代への一方的な影響関係と同様に、世代間に成立しうる「相互性」の観念を否定するものではないだろう。むしろ、前社会世代までに形成された正義原理の内容やそれを支える政治的諸観念、それらの制定・改定プロセスに関する情報が一方的であれ、批判的に共有可能であるという点が、言語や文化、伝統の歴史的な共有と並んで、「社会」そのものを定義する点に留意すべきである。

結びに代えて

以上、本稿では、政治的観念を共有できる世代のまとまりを「社会世代」と呼び、ロールズ正義論と整合的な3つの正義概念の射程について考察してきた。ローカル正義は、①「社会」内のあらゆる個人を保障し、②社会内グループ間の関係性を調整する要請として、グローバル正義は、①特定の「社会」を越えて個人を保障し、②「社会」間関係性を調整する要請として、世代間正義は、①特定の「社会世代」を越えて個人の権利を守り、②「社会世代」間関係性を調整する要請として定義される。

これまで述べてきたように、この3つの正義が要請する原理の内容、さらには、原理制定プロセスで要請される条件はかならずしも同じである必要はない。ただし、三者が共通に抱える問題がある。以下では、その点について注記して結びに代えたい。

先に論じたように、「社会世代」間調整ルールとして、「将来世代の自律的決定の範囲を著しく狭める決定は控えなくてはならない」ことを定めるとしたら、それは現代世代が将来世代に対して一方的に負う義務となる。はたして、このような一報告的な義務は何によって正当化されるのだろうか¹¹⁾。

この問いを考察する上で留意すべきは、一方的な義務の存在は、世代間特有のものではないという点である。そもそも、社会内であれ、社会間であれ、個人の基本的福祉を保障する仕組みは、「資源を提供する余裕のある人々」から「困窮している人々」への一方的な資源移転の局面をかならずや含んでいる。論理的には、立場の交換が想定可能であるとしても、実際には、生涯にわたって資源を提供し続ける人（家系）、あるいは、生涯にわたって資源を受給し続ける人（家系）が出現する。

セン＝後藤（2008）では、これら一方的な義務を与える論理を「相互性」概念に求めた。ただし、ここでいう「相互性」は、たとえば、交渉によって両者の便益が高まるわけではないという点において協力ゲーム的な「相互便益」概念からは区別される。また、なんらかの意味での双方向性あるいは対称性が存在するという意味で「贈与」概念とも区別される。さらにそれは、互いの選好と交渉力の相違に依存した均衡点を導出するわけではないという点でナッシュ均衡的な非協力ゲームとも区別される¹²⁾。その内容上の特徴から、セン＝後藤（2008）ではこれを「公共的相互性」と呼び、公的扶助制度の解説に用いた。ロールズの言葉を借りればそれはまさに「社会契約」の核ともなる「政治的観念としての相互性」に他ならない。最後にその点を確認しておこう。

それら（正義と公正の概念）は、ある根源的な要素を共有している。それを私は相互性の概念と呼んだ。…これは、功利主義によっては決して説明することのできない正義の局面である。それは、少々、誤解の余地を残す方法ではあったが、社会契約の観念によって表現され、許容されてきたものである（Rawls, 1971b, pp.190-192¹³⁾）。

ロールズが指摘しているように、ルソーのいう「社会契約」は、しばしば「あるがままの人間があるがままの環境で契約を交わすこと」と誤解されてきた。だが、その真の意味は、「ある政治的社会的条件のもとにあるとしたら、ひとはどんな道徳的心理学的性質をもつだろうか」を問い、さらに、「ひとがそのような資質をもつとしたらどんな法を受容しようとするだろうか」を問うこと、換言すれば、ある理想的な制度を実現するための諸条件を考察するための概念的装置に他ならない¹⁴⁾。ロールズの捉える「社会契約」は「現実的ユートピア」、すなわち、いまだ遠い理想にすぎず、決して実行性がある（feasible）とはいえないものの、ある諸条件が揃うならば、実現可能（possible）となるような理想を描くことを可能とする。

ある人々のみが影響力をもつとともに、その人々のみがその力をコントロールする力をもつ、そのような力の差の出現それ自体は防ぎようがないとしても、前者は、どのような影響については控えるべきかを熟慮し、選択することはできる。見知らぬ他者を含む社会、社会間、世代社会間の正義原理を制定する契機は、ある社会のある人々のみが参加することのできる（それ以外は参加できない）社会契約の中に存在する。それがロールズの解釈したルソーの社会契約の観念であり、正義論で構想されたロールズ自身の社会契約の観念だった。

注

- 1) この点はハバーマスとの議論を通じて明確にされたという（Rawls, 1995）。
- 2) 明示的あるいは暗示的な公共的合意と結合した批判的精査に対する開放性は、民主的社会において評価が恣意性から逃れるうえで中心的な要求である（Sen, 1997, p.207）。
- 3) Rawls, 1993, p.110f, Sen, 2001 参照のこと。
- 4) ロールズは公共的（public）という語を、各個別的集合体のしきりを越えて成立する社会世界（social world）と個人との間の関係においてのみ用いた。彼は、私的理性（private reason）のようなものは存在しないと注記したうえで、各々の個別的集合体と個人との関係については、社会的理性（social reason）と家庭内理性（domestic reason）の役割を指摘するものの、それらはあくまで非公共的（non-public）であると主張する。
- 5) たとえば、日本の生活保護制度に見られるように、世代（年齢）に関わりなく、困窮を条件として所得保障がなされることになる。
- 6) 「世代間の公正を保証するためには、人々はどの世代に属するかを知らないということ、あるいは天然資源や生産技術水準などに関する情報が遮断されるということを付加しなくてはならないだろう」（Rawls, 1974, p.237）。
- 7) Rawls, 1999, 後藤, 2002, p.325 参照のこと。
- 8) たとえば、すべての社会構成員に基本的福祉の保障を目的とするルールを考えよう。資源の制約条件には、現在の人々が提供する資源の量のみならず、過去の世代の蓄積、将来世代から提供される資源（国債など）が含まれる。それらは該当する受給者の福祉に便益を与えるのみならず、受給者本人や子孫の活動（消費、生産、再生産活動）への影響を通じて（たとえば貧困の再生産の緩和）、提供可能な資源

の量、給付に要する資源の量それ自体をも変化させる可能性をもつ。これらすべての要因を予め特定できると考えるとしたら、フリードリッヒ・ファン・ハイエクがいうように理性的設計主義者の誇りを免れえないだろう（Hayek, 1988 参照）。

- 9) それは、ロールズ自身が提案する「正義の二原理」とは限らないとしても、ある性質を共有する「正義原理のファミリー」となるだろう（Rawls, 1971b, p.191）。
- 10) 日本国憲法第 25 条第 1 項より。ただし、ここには「国民」という規定があるため、一時的居住をする外国人に対しては制限的である。
- 11) たとえば、生涯を通じて提供するだけの個人（賦課方式年金制度から積立式への移行期の高齢者）と生涯を通じて受給するだけの個人（賦課方式年金制度創設期の高齢者）を含む制度の公正性とは。矢印の双方向性がない資源配分メカニズムをいかに正当化するか。
- 12) 正義原理を高次の「交渉問題」の公正な解とみなす見解は確かに理解を促進する側面がある一方で、正義の観念に特有の問題を見えなくする恐れがある（Rawls, 1971b, p.206）。
- 13) [T]hey (the concepts of justice and fairness) share a fundamental element in common, which I shall call the concept of reciprocity (Rawls, 1971b, p.190). It is this aspect of justice for which utilitarianism, ..., is unable to account; but this aspect is expressed, and allowed for, even if in a misleading way, by idea of the social contract (Rawls, 1971b, p.192).
- 14) Following Rousseau's opening thought in *The Social Contract*, I shall assume that his phrase "men as they are" refers to how (persons' moral and psychological) nature works within a framework of political and social institutions; and that his phrase "laws as they might be" refers to laws as they should, or ought, to be (Rawls, 1999, p.7).

参考文献

- Hayek, F. A. (1988): *Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, The Collected Works of F. A. Hayek, Vol. 1. Ed. by W. W. Bartley. London: Routledge.
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press (矢島鈞次監訳、『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979).
- Rawls, J. (1971b): "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999c, 190-224).
- Rawls, J. (1974b): "Reply to Alexander and Musgrave," *Quarterly Journal of Economics*, 88 (1974, 232-253).
- Rawls, J. (1993): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, J. (1995): "Reply to Habermas," *The Journal of Philosophy*, 92, 92:3.
- Rawls, J. (1996): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press (reprinted paperback).
- Rawls, J. (1999): *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Sen, A. K. (1997): *On Economic Inequality*, expanded edition with a substantial annex by James E. Foster and Amartya K Sen, Oxford: Clarendon Press (鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年).
- Sen, A. K. (2001): "Justice, Democracy And Social Choice," Text of Public Lecture at the Center for Interdisciplinary Research (ZIF), University of Bielefeld, Germany, on 22 June.
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学——ロールズとセン——』, 東洋経済新報社。
- セン=後藤 (2008) 『福祉と正義』, 東大出版会。